

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(更新を含む。)	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項及び第2項	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>法第14条の4第1項の許可の申請に当たっては、事前協議等を要することとなり、詳細は同法施行規則その他要綱の定めるところによる。</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (特別管理産業廃棄物処理業) 第14条の4第1項(要旨) 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、許可を受けなければならない。</p> <p>第2項 前項の許可は、5年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>第5項(要旨) 第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (2) 申請者が※第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。 ※第14条第5項「産業廃棄物収集運搬業の許可(更新を含む。)に係る基準等公開票」のとおり</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準) 第10条の13 別紙のとおり</p>	
標準処理期間	標準処理期間	おおむね2箇月
	標準処理期間を設定できない理由	